



大阪労働局 発表
令和6年3月27日（水）

大阪労働局労働基準部監督課
過重労働撲滅特別対策班
電話 06-6949-6490

違法な長時間労働で書類送検

～ 過重労働撲滅特別対策班（通称「かどく」）による書類送検 ～

令和6年3月27日、大阪労働局（局長 ^{あらかき} 荒木 ^{しょういち} 祥一）は、フクシマガリレイ株式会社ほか2名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）フクシマガリレイ株式会社（以下「被疑会社」という。）
所在地 大阪府西淀川区竹島
事業内容 業務用冷凍・冷蔵庫等製造、販売業
- （2）被疑会社役員A（以下「被疑者A」という。）
- （3）被疑会社役員B（以下「被疑者B」という。）

2 違反条文等

- （1）被疑会社に対し
労働基準法違反
同法第32条第1項
同法第36条第6項第2号
同法第36条第6項第3号
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰）
- （2）被疑者Aに対し
労働基準法違反
同法第32条第1項
同法第36条第6項第3号
同法第119条第1号（罰則）
- （3）被疑者Bに対し
労働基準法違反
同法第32条第1項
同法第36条第6項第2号
同法第36条第6項第3号
同法第119条第1号（罰則）

3 事件の概要

被疑会社は、大阪市西淀川区竹島に本店を置いて業務用冷凍庫・冷蔵庫の製造、販売等を営む事業主であるが、被疑会社ほか2名は、同社の労働者3名に対し、①同社において締結した労働基準法第36条に基づく労使協定（通称「36協定」）の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、また②1箇月100時間以上の時間外労働及び休日労働、③連続する複数月を平均して1箇月80時間超の時間外労働及び休日労働を行わせたものである。

4 過重労働撲滅に向けて

- (1) 厚生労働省では、平成26年9月に、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」を設置し、省をあげて長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んでいる。
- (2) 大阪労働局においては、平成27年4月1日、過重労働撲滅特別対策班を立ち上げ、過重労働の撲滅に向け、著しい過重労働による労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対して検察庁への書類送検を含めた厳正な対応を行っている。

参考条文

○労働基準法

(労働時間)

第 32 条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1 週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第 36 条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2～5 (略)

6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

一 (略)

二 1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 100 時間未満であること。

三 対象期間の初日から 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。

7～11 (略)

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 (略)、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 6 項、(略)の規定に違反した者

二～四 (略)

(両罰)

第 121 条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)